

第3号様式(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書)は、確定申告後に提出してください。

※ 当該補助事業に係る課税期間分の確定申告を元に行ってください

※ 遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに行ってください

1. 仕入控除税額の報告とは・・・

○課税事業者は、課税売上高に対する消費税額から、課税仕入に係る消費税額等を消費税として納付することとなっています。

○補助金収入は、消費税法上「不課税取引」に該当しますが、補助事業にかかった経費を控除対象仕入税額に算入することも可能であるため、報告された仕入控除税額は、事業者に対して重複して交付したことになります。
そのため、県に対し返還をする必要があります。

○報告された仕入控除税額（県への返還額）については、後日、県から納付書を発行しますので、事業者は金融機関の窓口で納付してください。

★注意事項★

○返還が生じない場合（0円）であっても、報告が必要です。

※返還が生じない場合は、以下に記載します。

○消費税の確定申告後、速やかに県に報告してください。

※当該補助事業に係る課税期間分の確定申告を元に行ってください。

（例）事業年度が令和7年度の場合

→遅くとも令和9年6月末までに県に報告してください。

★報告先★

香川県健康福祉部長寿社会対策課介護人材グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目1-10

TEL 087-832-3267 FAX 087-806-0206

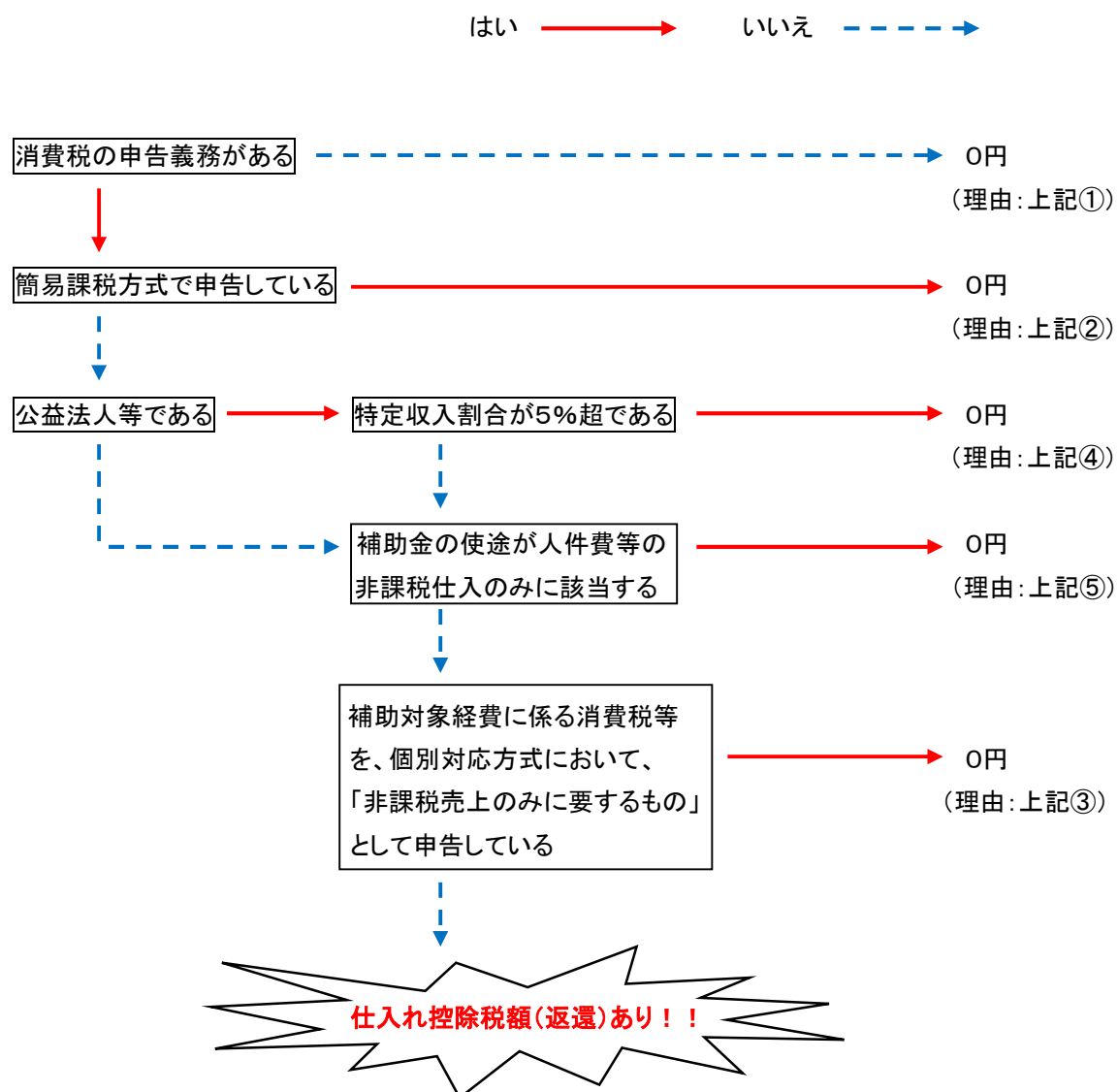
★返還が生じない場合★

以下に該当する場合、返還額はありません。（0円）

別紙の「5 概要」に返還額がない理由の記載をお忘れのないようお願いします。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①消費税の申告義務がない②簡易課税方式での申告③補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において、「非課税売上
のみに要するもの」として申告している④公益法人等であり、特定収入割合が5%超である⑤補助金の使途が人件費等の非課税仕入のみに該当する |
|--|

<参考> フローチャート



2. 提出書類

○返還が生じない場合 (0円)

- ・ 第3号様式 (鑑文)
- ・ 別紙 積算の内訳書 (返納がない場合用)
- ・ 確定申告書 (写し) ※上記②の場合のみ
- ・ 特定収入割合の計算過程が分かる書類 ※上記④の場合のみ

○返還がある場合

- ・ 第3号様式 (鑑文)
- ・ 別紙 積算の内訳書 (返納がある場合用)
- ・ 確定申告書 (写し)
- ・ 付表2 課税売上割合・控除対象仕入額等の計算表 (写し)
- ・ 特定収入割合の計算過程が分かる書類 (公益法人等)